

お客さまに選ばれ、  
喜ばれ、信頼される会社を  
目指しています。

三井ダイレクト損保は、三井グループ企業各社が  
共同で設立した通信販売専門の損害保険会社です。  
自動車保険・バイク保険・ドライバー保険・医療保険を  
お取り扱いしています。  
インターネットや電話などを通じて、  
お客さま第一に考えたベストなサービスを  
心がけています。

■会社概要

設 立 1999年6月3日  
資 本 金 32,600百万円  
本社所在地 東京都文京区後楽1-5-3  
取締役社長 近藤 茂  
(2010年4月1日現在)



三井ダイレクト損保の  
**自動車保険**  
(総合自動車保険)



自動車保険も 医療保険もこちらから

三井ダイレクト

検 索

身近な安心、確かな未来。  
三井ダイレクト損害保険株式会社

- このパンフレットは「総合自動車保険」の概要について説明したものです。詳細は重要事項説明書等を必ずご確認ください。
- このパンフレットでご案内している商品・サービス等については、変更する場合があります。

特 徴	Page 1
事故対応時のサービス	Page 3
ロードサービス等	Page 4
補償内容等	Page 5
割 引 等	Page 6
お申し込みの 手続きについて	Page 7
保険金の種類と 補償の概要	Page 9

## 納得1 “保険料”に納得

走行距離や免許証の色は関係なし  
納得の保険料体系！

三井ダイレクト損保の自動車保険は、走行距離やゴールド免許証などの免許証の色に関係ない納得の保険料体系でご提供しています。

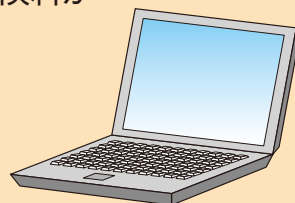
詳しくは5ページへ



保険料が最大 4,500円割引に  
お得なインターネット契約！

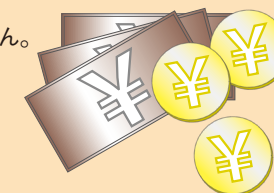
インターネットでご契約いただくと、保険料が4,000円割引になります。また、保険証券の送付が省略されるeサービス(証券不発行)特約をお選びいただくと保険料が500円割引に。この2つの組合せで4,500円割引となり断然お得。

詳しくは6ページへ



保険料の月払が選べます  
月払で負担もラクに！

三井ダイレクト損保なら「保険料の月払」もお選びいただけるので、家計への負担を分散することが可能です。  
・払込方法はクレジットカードのみとなります。  
・月払保険料が30,000円超となる場合は、月払をご利用いただけません。



※その他の払込方法等については8ページをご覧ください。

三井ダイレクト損保の  
自動車保険

3つの  
納得

## 納得2 “安心感”に納得

24時間365日事故受付  
万全の事故対応

24時間365日事故受付体制で、万が一のときにも安心です。  
また、1事故ごとに人身事故・物損事故の専任スタッフが責任をもって担当し、お客さまのニーズに対してきめ細かくお応えします。

詳しくは3ページへ

全国約 3,000ヶ所のネットワーク  
充実のロードサービス

ご契約いただいた全てのお客さまにロードサービスをご提供。  
全国約3,000ヶ所のネットワークで、事故や故障、トラブルには24時間365日ただちに現場に駆けつけます。

詳しくは4ページへ

## 納得3 “簡単・便利”で納得

時間と場所を選ばずアクセス  
いつでも使える「My ホームページ」

ご契約いただいたお客さま専用の「Myホームページ」をご用意しています。ご契約内容の照会や変更など各種お手続きが、いつでも簡単にご利用いただけます。

「Myホームページ」でご利用いただけること

ご契約内容の照会

ご継続手続き、新規お見積り・お申し込み手続き

登録内容の変更

ご契約内容の変更

事故のご連絡

事故対応に関する各種情報のご照会



※Webサイト画面は2010年7月1日現在のものを掲載しております。  
Webサイト画面のデザインは変更になる場合があります。

# まかせて安心! 親身で誠実なサポート

## 万一事故にあわれても24時間365日対応のサービス

### ■身近なサービス

事故が発生したときには、いつでも受け付けます

#### ●24時間事故受付

24時間 365日、年中無休で事故の受付を行います。

#### 事故対応時間

	事故受付	初期対応	お客さまからの事故のご照会・ご相談
平日	24時間	9:00~19:00	9:00~19:00
土・日・祝日	24時間	9:00~19:00	-

#### ●安心の事故対応時間

365日19時まで初期対応\*を行います。初期対応後も平日19時まで事故解決に向けたお客さまからのお問い合わせに対応します。

\*事故受付後の相手方、修理工場、医療機関等への連絡、および対応結果のお客さまへのご報告をいいます。

### ■親身なサービス

事故発生から解決まで、専任のスタッフが責任をもって対応します

#### ●1事故専任担当制

1事故ごとに人身事故・物損事故の専任スタッフが責任をもって担当します。

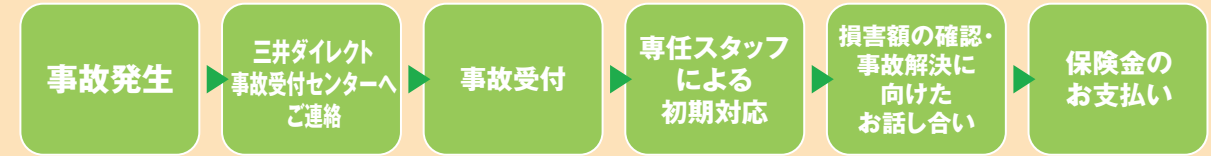
#### ●被害事故専任担当

保険適用にならない被害事故についても、お客さま専任のスタッフが親身に相談にあたります。  
※示談代行はできません。

#### ●対人・対物賠償事故示談代行

対人・対物賠償事故についてお客さまに代わって示談交渉を行います。

事故発生から解決までの流れ



### ■休日でも安心のサービス

休日の事故でもご希望のお客さまのもとへ駆けつけます

事故でお客さまや相手方が入院された場合、スタッフがお客さまのもとに急行し、これから必要な対応など安心のアドバイスをさせていただきます。  
※全国で、平日・休日を問わず、21時までご利用いただけます。

### ■いつでも安心! インターネット事故対応サービス

インターネットでも、事故対応の経過を確認できます

お客さま一人一人にご用意した「Myホームページ」を通じてご都合の良い時間に事故対応の経過を確認したり、お客さま専任のスタッフへご質問やご相談いただけます。



※詳しいサービス内容につきましては、ご契約時にお送りする「サービスガイド」または当社 Web サイトをご確認ください。

# すべてのお客さまにご利用いただけるサービス

## 事故や故障のときも安心「ロードサービス」

### ■ロードサービスメニュー

#### ●レッカーサービス

事故または故障でお車が自力走行不能となった場合、トラブル現場へレッカー車を手配します。現場から当社（ロードサービスセンター）が指定する修理工場まで距離の制限なく無料で牽引します。

※ただし、お客さまが修理工場を指定される場合、30km（実走距離）を限度に無料で牽引します。

#### ●車両トラブル緊急対応サービス

キー閉じ込みやバッテリー上がりなど偶然なトラブルや故障時に現場で対応可能な簡易対応作業を無料提供します。

#### ●相談・情報提供サービス

故障のときだけでなくお車に関するさまざまなサービスをご用意しています。

#### ●携帯電話GPS位置情報サービス

ロードサービスをご利用いただく際、旅行先など見知らぬ場所でも、事故・故障現場を正確に特定することにより、迅速なサービスをご提供します。

※屋内など衛星から捕捉されない場所からのご利用の場合は、最寄りの基地局情報となる場合があります。

※NTT docomo、au、SoftBank、Willcom の 4 キャリアでご利用いただけますが、一部対応できない機種もございます。あらかじめご了承ください。

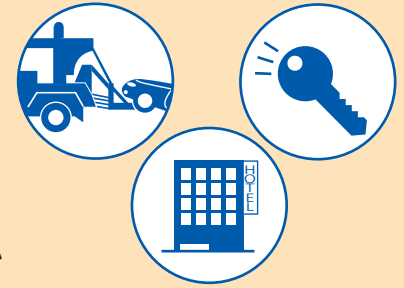
※詳しいサービス内容につきましては、ご契約時にお送りする「サービスガイド」または当社 Web サイトをご確認ください。

#### ●帰宅・宿泊・搬送サービス

(50km以上遠方でトラブルサービス) 事故やトラブルが起きた場所が自宅から直線距離で50km以上の遠方だった場合に、以下のサービスをご提供します。

・事故または故障でお車が自力走行不能となり帰宅できない場合、宿泊施設及び代替交通機関をご案内します。

・事故または故障でお車が自力走行不能となり現地で修理をした場合、修理完了後のお車の運搬を手配します。



## 全国の指定修理工場で、きめ細かい修理サービスをご提供

### ■指定修理工場による各種サービス

(二輪、原付は対象外です)

#### ●修理箇所永久保証(事故によりお車を修理する場合のみ)

指定修理工場で修理された箇所について、永久(※)に保証します。  
※お客さまが修理車両を所有されている期間に限ります。また、自然消耗などは除きます。

#### ●引取・納車無料サービス

お車をご自宅まで無料でお引き取りに伺い、修理完了後ご自宅へ無料でお届けします。

#### ●代車無料サービス

指定修理工場での修理期間中の代車を無料でご提供します。

※1 指定修理工場が用意する代車となり、車種などの指定はできません。

※2 代車使用期間中のガソリン代は、お客さまのご負担になります。

※3 指定修理工場の混雑状況によっては、ご提供までにお時間をいただく場合があります。

#### ●納車時洗車サービス

修理完了後、お車を洗車して納車します。

## 全国に広がるネットワーク体制で、事故やお車の故障をしっかりサポートします。

(2010年7月1日現在)

指定修理工場ネットワーク

約550ヶ所

お客さまに、きめの細かいサービスをご提供するため、指定修理工場ネットワークを全国各地に展開しています。

弁護士ネットワーク

約120名

難航する事案や訴訟の場合にも全国の弁護士ネットワークによりバックアップします。

損害調査ネットワーク

約450ヶ所

全国の損害調査ネットワークにより、修理工場などを訪問し、スピードに損害の確認、事故現場および事故状況の確認を行います。

ロードサービス

約3,000ヶ所

お車の故障や事故はもちろん、バッテリー上がりやキー閉じ込みなどのトラブルにも24時間365日対応します。

※詳しいサービス内容につきましては、ご契約時にお送りする「サービスガイド」または当社 Web サイトをご確認ください。

# お客さまのニーズに合わせて補償内容を設計していただけます

## 他人のための保険：賠償保険

**■対人賠償保険** 万一の場合に備え、補償は無制限でお引き受けします。自動車事故により、他人にケガなどをさせてしまったときのために。

### ■対人賠償保険の特約

#### ●対歩行者傷害補償特約

自動車事故により、歩行者にケガをさせてしまったときのために。＊人身傷害保険をセットされている場合にお選びいただけます。

#### ●他車運転特約 (自動セット)

**■対物賠償保険** 万一の場合に備え、補償は無制限をおすすめします。

自動車事故により、他人の物を壊してしまったときのために。

ご存知ですか?「対物事故」による賠償金額も高額となるケースが!  
過去の対物事故の事例・判例

損害額	判決日	被害物件
2億6,135万円	1994年 7月19日	積荷(呉服・洋服・毛皮)
1億3,580万円	1996年 7月17日	店舗(パチンコ店)

出典:日本の損害保険 ファクトブック2008

無制限をおすすめ

### ■対物賠償保険の特約

#### ●対物超過修理費用特約 **おすすめ**

時価額を超える修理費を負担しなければならないときのために。

#### ●他車運転特約 (自動セット)

## 自分のケガのための保険：傷害保険

**■人身傷害保険** ご自身の過失分も含め実損害額を補償。★

自動車事故により、ご自身やご家族、ご契約のお車に搭乗中の方がケガなどをしてしまったときのために。

### ■人身傷害保険の特約

#### ●搭乗中のみ補償特約

人身傷害保険の補償をご契約のお車搭乗中に限定します。

**■搭乗者傷害保険** ご契約いただいた定額を補償。

自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方がケガなどをしてしまったときのために。

人身傷害保険(一般タイプ)・搭乗者傷害保険のお支払い対象				
	お支払いの対象			お支払いの内容
	ご契約のお車に搭乗中の事故	他人のお車に搭乗中の事故(注1)	歩行中等の自動車事故(注2)	
人身傷害保険	搭乗されている方全員(含む運転者)	記名被保険者とそのご家族	記名被保険者とそのご家族	実際の損害額をお支払い
搭乗者傷害保険	搭乗されている方全員(含む運転者)	×	×	契約時に定めた金額を定額でお支払い(注3)

(注1)「他人のお車に搭乗中」とは当社の契約の対象である自家用6車種の自動車(ご家族が所有する自動車を除きます)に搭乗中のことを指します。  
(注2)「歩行中等の自動車事故」とは自動車に搭乗中以外のすべての自動車事故が対象になります。  
(注3)おケガの際にお支払いする医療保険金は、部位・症状に応じてお支払いします。実際の損害(治療費や休業損害、逸失利益など、実際に要した費用やその他の損害)については、人身傷害保険でお支払いしますので、人身傷害保険のセットをおすすめします。

※このページに記載されている内容は補償内容の概要です。詳しくは当社Webサイト・重要事項説明書等でご確認ください。  
★**ご注意ください** 補償内容が同様の保険契約が他にあると、補償の一部重複が生じることがあります。詳しくは当社Webサイト・重要事項説明書等でご確認ください。

### ■搭乗者傷害保険の特約

#### ●搭乗者傷害 W ケア

搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払に関する特約と、搭乗者傷害保険の育英費用補償特約の特約セットです。詳しくは10ページをご覧ください。  
※搭乗者傷害保険「あり」の場合に限りお選びいただけます。

### ■無保険車傷害特約 (自動セット)

無保険車との事故のために。

### ■自損事故傷害特約

単独事故などのために。

※人身傷害保険には同内容の補償が含まれますので、人身傷害保険をセットしない場合のみご選択いただけます。

## お車本体のための保険：車両保険

**■車両保険** 2タイプから選択できます。

#### ●一般タイプ

お車の衝突や火災、盗難等まで幅広く補償  
補償範囲を、車対車の事故や、盗難・台風・水害等に限定することで保険料がお安くなります。

事由	火災・爆発、台風・洪水・高潮	盗難、落書、飛来中・落下中の他物との衝突	他の車(原動機付自転車を含む)との衝突・接触	他の車(原動機付自転車を含む)以外の衝突・接触(注1)	あて逃げ、車上荒らし(含む盗難未遂)、いたずら
一般タイプ	○	○	○	○	○
限定タイプ	○	○	△	×	×

○:補償されます ×:補償されません △:他の車が確認(注2)できた場合のみ補償されます(注1)車庫入れの失敗、電柱・ガードレール等への衝突・接触、歩行者・自転車との事故などをいいます。(注2)登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名の確認をいいます。

### ■指定修理工場入庫特約 (車両保険に自動セット) **LOOK!**

#### ■車両保険の特約

##### ●事故付随費用補償特約

事故による臨時の帰宅費用や宿泊費用のために。

##### ●身の回り品補償特約

事故の際、身の回り品に生じた損害のために。

##### ●レンタカー費用補償特約

事故により借りたレンタカー費用のために。

## その他の特約

### ■ファミリー傷害特約

2タイプから選択できます。それぞれに家族型・夫婦型があります。いずれのタイプも人身傷害保険(一般タイプ)をセットした場合のみご選択いただけます。

#### ●アウトドアタイプ

#### ●ワイドタイプ

### ■弁護士費用補償特約★

被害事故により、弁護士に交渉を依頼する場合のために。

### ■原付特約 3タイプから選択できます。★

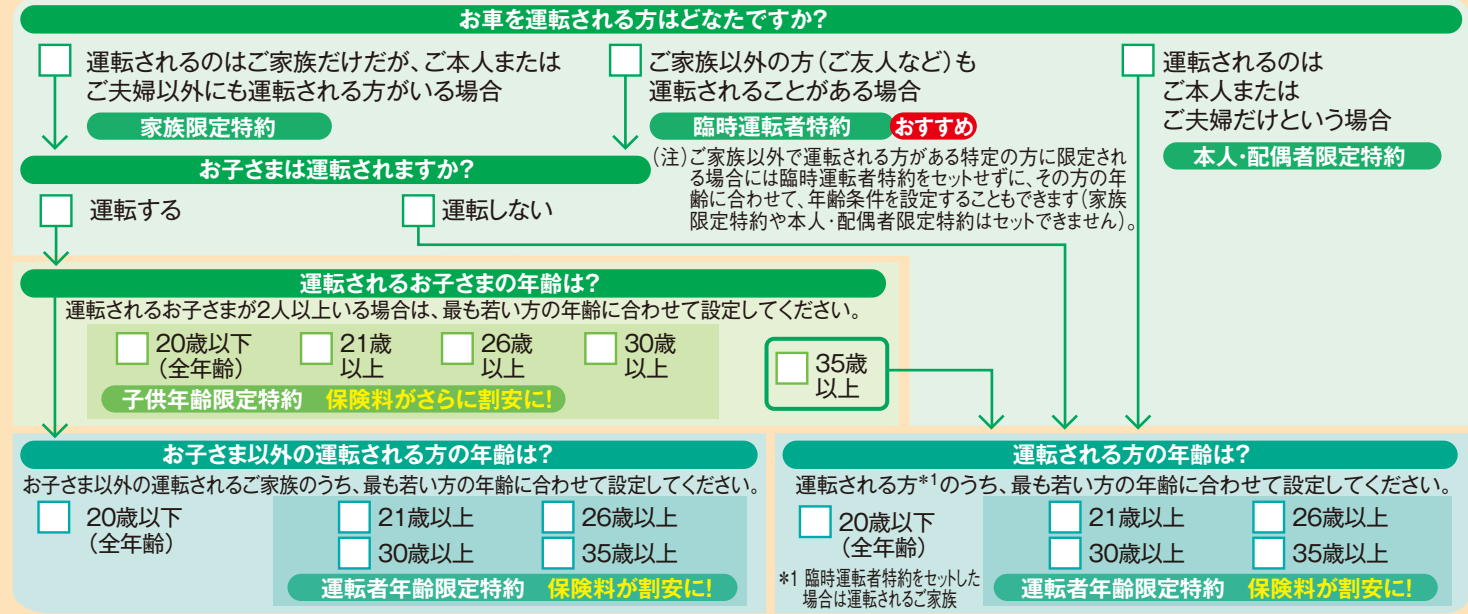
#### ●賠償タイプ

●賠償・自損傷害タイプ ご契約のお車に自損事故傷害特約などをセットした場合にお選びいただけます。

●賠償・人身傷害タイプ ご契約のお車に人身傷害保険をセットした場合にお選びいただけます。

# 割引制度や運転される方の条件により、保険料がお安くなります

## 年齢条件設定と運転者に関する特約



年齢条件を26歳以上、30歳以上または35歳以上補償に設定された場合は、記名被保険者の年齢に応じて保険料が異なります。なお、お車の用途・車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車で、かつお車の「使用目的」が業務使用でない場合に限り、  
<家族の範囲について>記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子。以降同様とします。

## その他の割引

お車が新車\*1 の場合、保険料が割引\*2 になります。

### 新車割引 **LOOK!**

\*1 お車の用途・車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合で、保険始期日がお車の初度登録年月等の翌月から起算して25ヶ月以内のとき。  
\*2 割引の対象となるのは、一部の保険料となります。

車両保険をご契約いただいた方だけに

### 車両保険セット割引 **LOOK!**

車両保険をご契約いただくと、保険料が割引\*1 になります。お車のトラブルをカバーするためにも車両保険をセットした充実プランがおすすめです。  
\*割引の対象となるのは、一部の保険料となります。

### 前契約の保険期間中に事故がなかった場合

#### 前年無事故割引

現在のご契約期間中に事故がなかった場合、保険料を割り引きます。

### ご契約の等級が上がるごとに保険料が割安に

#### ノンフリート等級制度

1等級から20等級までの等級区分により保険料が割引・割増される制度を採用しており、他の自動車保険やJA共済などからの割引率も引き継ぐことができます。なお、等級は1年間事故がなければ1等級上がり、事故があった場合は事故の種類により次の等級が決定します。

※このページに記載されている内容は割引制度の概要です。詳しくは当社Webサイト・重要事項説明書等でご確認ください。

現在 20 等級で当社の規定を満たす優良ドライバーだけに

### 長期優良割引

現在のご契約が20等級で、ご契約期間中に事故がなかった場合で、かつお車の使用目的が業務使用以外の場合に、26歳以上補償・30歳以上補償・35歳以上補償のいずれかの年齢条件をつけてご契約いただいたとき、保険料を割り引きます。

2 台目を購入されると 7 等級からスタートできるので、保険料も割安に

### セカンドカー割引 2台目を7等級からで割安

現在11等級以上のご契約がある場合、2台目購入のお車のご契約は7等級からスタートできます(同居のご家族の購入でも適用されます)。

インターネットでご契約されると

### インターネット契約割引 4,000円割引 **LOOK!**

新規にインターネットでご契約いただくと、保険料を4,000円割引引きます。来年以降継続の際のインターネット契約割引は3,000円です。

業界初のサービスとしてスタート!

### eサービス(証券不発行)割引 **LOOK!**

インターネットでご契約いただく際、「eサービス(証券不発行)特約」を選択いただくと500円が割引引かれます。ご契約内容は、ご契約者さま専用の「Myホームページ」で確認できるので安心です。

# お申し込み手続きはカンタン!

保険のお見積りからお申し込みまでを、インターネットやお電話でカンタン、スピーディにお手続きいただけます。

**インターネット** ご契約のお手続きは、いつでも簡単にできます。

まず、下記アドレスにアクセスしてください。  
当社Webサイトトップページ  
<http://www.mitsui-direct.co.jp>

インターネットでの  
お申し込み  
なら

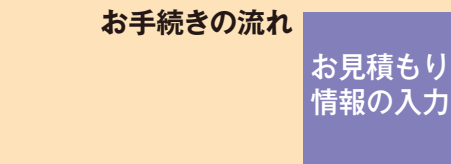
その場で保険料確認 24時間ご利用OK

最大 **4,500円** 割引  
インターネット契約割引で  
**4,000円** 割引  
さらに、eサービス(証券不発行)特約を選べば  
**500円** 割引

※上記割引額は年払の時に適用され、月払の場合はこの割引額を基準に保険料を算出します。



※Webサイト画面は2010年7月1日現在のものを掲載しております。Webサイト画面のデザインは変更になる場合があります。



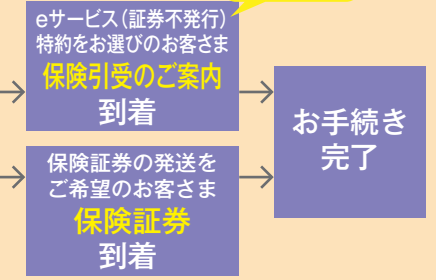
インターネットでのお手続き・お問い合わせは  
お客さまセンター

**0120-312-889**

受付時間 平日 9:00~22:00 土日祝日 9:00~18:00 (2010年10月2日以降)

メールでもお問い合わせください。  
[sakusaku\\_help@mitsui-direct.co.jp](mailto:sakusaku_help@mitsui-direct.co.jp)

払込みは  
便利な**月払**で!



インターネットでのお申し込みのお取り扱いについて  
インターネットでお申し込みを希望される場合は、車検証や保険証券等の内容を画面の案内にしたがい、ご自身でご入力ください。ただし、お見積りの条件によってはインターネットでのお申し込みができない場合があります。詳しくは当社 Web サイト上の「お取り扱いの範囲」をご覧ください。

※メールアドレスに誤りがある場合、お客さまに三井ダイレクト損保からのご案内をお送りできない場合がありますのでご注意ください。

**【インターネットでのお申し込みをお取り扱いしていない例】**  
当社Webサイトで型式の確認がとれないお車、現在ご契約の保険期間中に事故が2回あった場合、現在ご加入中のご契約が農協以外の共済の場合 等

●当社Webサイト上の重要事項説明および告知事項をご確認ください。ご申告内容が事実と異なっている場合、保険金をお支払いできないことがあります。

## 電話 直接お客さまのご要望をお聞きしながら、丁寧に対応します。

まずは、お電話ください。  
お手元に現在ご加入の保険証券と車検証をご用意ください。  
お見積りの際に必要となります。

お見積り受付ダイヤル

0120-312-405

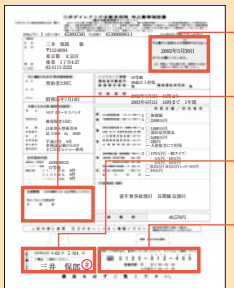
受付時間 平日 9:00~22:00 土日祝日 9:00~18:00 (2010年10月2日以降)

お手続きの流れ



保険始期日まで **2ヶ月以内**のお客さまには**申込書兼確認書**をお送りします。  
保険始期日まで **2ヶ月超**のお客さまには**見積書**をお送りします。

申込書兼確認書の★印のポイントのご確認をお願いします。



- ★表示の期限までに申込書兼確認書の投函、保険料の払込みをお願いします。
- ★○印の書類のコピーを申込書兼確認書と一緒に返送してください。
- ★「内容確認日」を明記のうえ、ご署名・ご捺印をお願いします。
- ★お客さまからのご依頼に基づき申込書を作成しておりますが、変更・訂正の際にはご連絡をお願いします。

### ご契約の条件

**ご契約の対象となるご契約者**  
個人の方が対象となります。  
\*会社、団体など法人をご契約者とするご契約は対象外です。  
\*個人でもフリート契約(10台以上を所有・使用している場合のご契約)は対象外です。

**ご契約の対象となるお車**  
ご契約者またはそのご家族が所有する下記のお車が対象となります。

- 自家用普通乗用車(3ナンバー)
- 自家用小型乗用車(5・7ナンバー)
- 自家用軽四輪乗用車(軽4・5ナンバー)
- 自家用小型貨物車(4ナンバー)
- 自家用軽四輪貨物車(軽4ナンバー)
- 自家用普通貨物車 最大積載量0.5t以下(1ナンバー)

◆次の場合、お引き受けできないことがあります。一部のお車(スポーツカー・高級車・キャンピング車・違法改造車・年式の古い車など)、当社でお取り扱いのできないお引受条件、現在ご契約の保険期間中に事故があった場合(件数・内容などにより)、現在お車をお持ちで任意保険に未加入の場合、現在ご契約中のノンフリート等級が1等級の場合など。  
◆現在ご加入中のご契約の満期日が当日の場合、お見積りできませんのでご了承ください。

### 払込方法の詳細

■保険料払込方法  
「年払」と「月払」があります。「月払」の場合はインターネットでのお申し込み、クレジットカード払の払込方法のみとなります。

**クレジットカード払**  
ご契約者本人名義のクレジットカードのみご利用いただけます。  
お申し込み可能期限 **インターネット**…保険始期日の前日まで  
**申込書**…保険始期日の16時まで

ご利用いただけるクレジットカード  
VISA MasterCard UJF Nicos OMC 楽天 AMERICAN EXPRESS JCB

申込書でのお申し込みを希望されるお客さまは以下の事項にご注意ください。  
●ご契約者本人名義のクレジットカードと申込書をお手元にご用意の上、**0120-312-405**にご契約者ご本人がご電話ください。  
●保険料振替日はクレジットカード会社から送られるご利用明細等をご確認ください。

### コンビニエンスストア払

振込手数料はかかりません。  
払込金額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでの払込みはできません。

●インターネットでのお申し込み  
●コンビニエンスストア・郵送方式(下記コンビニエンスストア)  
お申し込み可能期限 **保険始期日の7日前まで**  
お申し込み時に入力された住所宛に払込票を郵送しますので下記のコンビニエンスストアにて払い込みください。

●コンビニエンスストア・オンライン方式(セブン・イレブンのみ)  
お申し込み可能期限 **保険始期日の前々日まで**  
保険料の払込みは、お申し込み後に電子メールでご案内するURLから払込票を印刷し、セブン・イレブンにて払い込みください。

●申込書でのお申し込み  
同封の払込票にて下記のコンビニエンスストアにて払い込みください。  
お申し込み可能期限 **保険始期日の前日16時まで**



### 銀行払

●インターネットでのお申し込み  
●ジャパンネット銀行 お申し込み可能期限 **保険始期日の前日まで**

●申込書でのお申し込み  
●銀行窓口払  
お申し込み可能期限 **保険始期日の16時まで**  
●払込(振込)依頼書にてお近くの銀行窓口でお振り込みください。  
●銀行振込手数料はお客さまのご負担となります。

## 9 保険金の種類と補償の概要

### お支払いする保険金とその額について

	保険・特約の名称	補償の内容
賠償	<b>対人賠償保険</b> ※自動セット	被保険自動車(ご契約のお車)を運転中等の事故により、歩行者、相手の車に搭乗中の方、被保険自動車(ご契約のお車)に搭乗中の方など他人を死傷させ法律上の損害賠償責任を負った場合、自賠償保険等から支払われるべき額を超過する損害について補償します(注 <sup>1)</sup> )。万一の場合に備え、補償は“保険金額無制限”での引受となりますので、1名あたりの支払額や1事故あたりの支払額に限度額はありません。 ■お見舞金等の臨時費用として、被害者の方が死亡されたときには10万円、3日以上入院されたときには2万円を対人賠償保険の保険金とは別枠でお支払します。
	<b>対物賠償保険</b> ※自動セット	被保険自動車(ご契約のお車)を運転中等の事故により、相手の車・家屋など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害について、1事故あたり、ご契約の保険金額を限度として補償します(注 <sup>1)</sup> )。
人身傷害	<b>人身傷害保険</b> 〔一般タイプ〕 〔搭乗中のみタイプ〕	ご家族の方や被保険自動車(ご契約のお車)に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合、ご自身の過失割合にかかわらず、死傷された方(またはその父母・配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(内縁)を含みます。以下、同様)・子)が被る損害について、実損害額(傷害の場合は治療費や休業損害など、死亡や後遺障害の場合は逸失利益 <sup>注2)</sup> などの実損害額)の全額を、当社約款に定める「人身傷害条項損害額基準」に従って被保険者1名につきご契約の保険金額を限度として、被保険者ごとに補償します〔一般タイプ〕の場合)。なお、〔搭乗中のみタイプ〕の場合は、補償の範囲が被保険自動車(ご契約のお車)に搭乗中の方のみに限定されます。 注)事故がなければ得られたはずの将来(死亡後または症状固定後)の利益をいいます。 ■臨時費用として、被保険者の方が死亡された時には10万円、3日以上入院されたときには2万円を人身傷害保険の保険金とは別枠でお支払します。
	<b>搭乗者傷害保険</b>	被保険自動車(ご契約のお車)に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、実際の治療費等にかかわらず、ご契約の保険金額に基づいて、被保険者ごとに、以下のとおり保険金をお支払します。ただし、事故発生の日から180日以内の死亡・後遺障害または治療が対象となります。 ・死亡保険金 被保険者の方が死亡された場合、保険金額の全額をお支払します(注 <sup>2)</sup> )。 ・後遺障害保険金 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(4～100%)を乗じた額をお支払します。 ・重度後遺障害特別保険金 被保険者の方が重度後遺障害を被り介護を要すると認められた場合、保険金額の10%を乗じた額(ただし、100万円限度)をお支払します。 ・重度後遺障害介護費用保険金 被保険者の方が重度後遺障害を被り介護を要すると認められた場合、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合(39～50%)を乗じた額(ただし、500万円限度)をお支払します。 ・医療保険金 被保険者の方が5日以上入院された場合、実際の治療費等にかかわらず、ケガの部位と症状によって一定の金額(例：手足の打撲…5万円、腕の骨折…35万円など。)をお支払します。5日未満の場合は一律1万円をお支払します。 医療保険金は、治療中でも早期に保険金をお支払いいたしますので、当座の費用としてご利用いただけます。
傷害	<b>無保険車傷害特約</b> ※自動セット	無保険車との自動車事故で、ご家族の方または被保険自動車(ご契約のお車)に搭乗中の方が死亡されまたは後遺障害を被られた場合に、加害者が負担すべき損害賠償額を基に、自賠償保険等から支払われるべき額を超過する損害について、被保険者ごとに2億円を限度に補償します。
	<b>自損事故傷害特約</b>	単独事故(ガードレール・電柱・家屋等に衝突などの事故)など自賠償保険等で補償されない事故で、車両所有者の方または被保険自動車(ご契約のお車)に搭乗中の方が死傷された場合、被保険者ごとに以下のとおり損害を補償します。 ※人身傷害保険をセットされない場合にお選びいただけます。 ・死亡保険金 被保険者の方が死亡された場合、1,500万円をお支払します(注 <sup>2)</sup> )。 ・後遺障害保険金 被保険者の方が後遺障害を被られた場合、後遺障害の程度に応じて50～2,000万円をお支払します。 ・介護費用保険金 被保険者の方が重度後遺障害を被り介護を要すると認められた場合、1名につき200万円をお支払します。 ・医療保険金 被保険者の方が入院された場合は1日につき6,000円、通院された場合は1日につき4,000円をそれぞれお支払します。ただし、1事故につき100万円を限度とします。
車両	<b>車両保険</b> 〔一般タイプ〕 〔限定タイプ〕	被保険自動車(ご契約のお車)が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損 <sup>注3)</sup> の場合は保険金額の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額をそれぞれ補償します。 注)被保険自動車(ご契約のお車)の損傷を修理することができない場合または修理費が保険金額以上となる場合をいいます。 ※1 補償の範囲は車両保険のタイプ〔一般タイプ〕〔限定タイプ〕〕によって異なります。 ※2 保険金額が被保険自動車(ご契約のお車)の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払します。 ■車両全損時臨時費用保険金 全損の場合は、臨時費用として保険金額の10%(ただし、20万円限度)をお支払します。 ■盗難時代車等費用保険金 被保険自動車(ご契約のお車)が盗難にあった場合は、盗難の事実を警察に届けたときに限り、車両保険の保険金が支払われる日またはお車が発見されるまでの日(最初の3日間を控除。また、30日限度。)に対し、1日につき3,000円をお支払します。
	<b>車対車免責ゼロ特約</b>	相手が確認できる他の自動車(原動機付自転車を含む) <sup>注4)</sup> との接触・衝突事故の場合、1回目の事故に限り、車両保険の免責金額がゼロになります。 注)登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた場合に限りです。
事故付随費用	<b>身の回り品補償特約</b>	■車両保険の保険金が支払われる事故にともない、被保険自動車(ご契約のお車)の車内、トランク内またはキャリアに固定された個人が所有する身の回り品に生じた損害について、1事故につき保険金額を限度に補償します。※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。
	<b>事故付随費用補償特約</b>	■車両保険の保険金が支払われる事故にともない、被保険自動車(ご契約のお車)が自力走行不能となったときに生じる次の費用を補償します。 ※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。 ・臨時宿泊費用 臨時に宿泊せざるを得なかった場合、ホテルや旅館に宿泊した場合の宿泊費用について、1事故につき1名ごとに1泊1万円を限度にお支払します。 ・臨時帰宅費用 合理的な経路および方法により、事故発生地から自宅または当面の目的地へ移動するため負担する交通費について、1事故につき1名ごとに2万円限度にお支払します。 ・搬送・引取費用 事故発生地から自宅近くの修理工場もしくは当会社の指定する場所まで被保険自動車(ご契約のお車)を搬送する費用または事故発生地で修理完了後自宅まで搬送する費用を、1事故につき10万円限度にお支払します。
その他	<b>弁護士費用補償特約</b> (人身傷害事故弁護士費用等補償特約)	■ご家族の方または被保険自動車(ご契約のお車)に搭乗中の方が、自動車事故で死亡・後遺障害を被られ、または入院された場合、相手方との交渉を弁護士に依頼されたときなどに必要となる弁護士費用や訴訟費用等の損害を補償します(ただし、1事故につき1名ごとに300万円限度)。

お申し込みの際は、重要事項説明書、普通保険約款および特約をご確認ください。

	保険・特約の名称	補償の内容
その他	<b>ファミリー傷害特約</b> (「アウトドアタイプ」または「ワイドタイプ」)	記名被保険者(被保険自動車(ご契約のお車)を主に運転される方で、保険証券記載の被保険者をいいます。以下、同様)とごご家族(「家族型」をご選択の場合。〔夫婦型〕をご選択いただいた場合は、記名被保険者とその配偶者の方が対象となります。)の方が、国内において急激かつ偶然な外来の事故 <sup>注1)</sup> によって傷害を被り、平常の業務に従事することまたは平常の生活をすることができなくなりまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、医師の治療を受けた場合、以下のとおり損害を補償します。「アウトドアタイプ」の場合は自宅内の事故は補償の対象外となります(「ワイドタイプ」は自宅内の事故も対象となります)。注)自動車事故(人身傷害保険の支払の対象となる事故)や就業中の事故を除きます。 ※人身傷害保険をセットされる場合(搭乗中のみ補償特約をセットする場合を除きます)にお選びいただけます。 ・入院保険金 入院または著しい障害により医師の治療を受けた場合、1日につき5,000円を支払います。ただし、事故の日から60日以内の入院・治療に限りです。 ・通院保険金 通院により医師の治療を受けた場合、1日につき1,000円を支払います。ただし、事故の日から60日以内の通院で、30日分を限度とします。
	<b>対歩行者傷害補償特約</b>	■被保険自動車(ご契約のお車)を運転中の事故で、相手方が歩行者である場合に、相手方(またはその父母・配偶者・子)が被る損害(当社約款に定める「人身傷害条項損害額基準」)の規定を準用して算出しますが、対人賠償保険の支払額を上回るとき、人身傷害保険のご契約金額を限度としてその差額について補償します。※人身傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。
	<b>対物超過修理費用補償特約</b>	■被保険自動車(ご契約のお車)を運転中の事故で、相手の車に損害が生じ、対物賠償保険の保険金が支払われる場合において、相手の車の修理費がその時価額を超過したときに、その差額 <sup>注2)</sup> について50万円を限度として補償します。ただし、保険金をお支払いするのは、相手自動車に損害が生じた日の翌日から6か月以内に、相手自動車が実際に修理された場合に限ります。注)ご自身の過失割合分のみが対象となります。
	<b>搭乗者傷害Wケア</b>	■搭傷医療倍額支払特約(搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払に関する特約) 搭乗者傷害保険について、ケガの際にお支払いする医療保険金を2倍にして補償します。 ■搭傷育英費用補償特約(搭乗者傷害保険の育英費用補償特約) 満18歳未満の未婚の子を扶養している方が事故により死亡されまたは重度後遺障害を被り、搭乗者傷害保険の支払の対象となる場合に、1名につき500万円を育英費用保険金として補償します。 ※搭乗者傷害Wケアは搭傷医療倍額支払特約、搭傷育英費用補償特約の総称です。搭乗者傷害保険をセットされる場合にお選びいただけます。
	<b>レンタカー費用補償特約</b>	■車両保険の保険金が支払われる事故にともない、被保険自動車(ご契約のお車)が使用できなくなったためにレンタカーを借入れた場合に生じる費用について、借入れ日数(30日限度)および保険金額に応じて、レンタカー費用保険金として補償します。※車両保険をセットされる場合にお選びいただけます。
	<b>指定修理工場入庫特約</b> (車両保険に自動セット)	■被保険自動車(ご契約のお車)が損傷し車両保険の保険金が支払われる場合で、被保険自動車(ご契約のお車)を当社の指定修理工場に入庫して実際に修理をするとき、2,000円をお支払します。ただし、保険金をお支払いするのは分損事故の場合(修理費が保険金額未満となる場合)に限ります。なお、指定修理工場につきましては当社 Web サイトをご覧ください。
	<b>他車運転特約</b> ※自動セット	■ご家族の方が臨時に借りたお車 <sup>注3)</sup> を運転中の、賠償保険(対人・対物)・自損事故傷害特約・車両保険に関する事故につき、ご希望によりご契約の保険を優先して適用します。ただし、自損事故傷害特約・車両保険については、被保険自動車(ご契約のお車)に自損事故傷害特約・車両保険をお付けたいただいた場合に限ります。注)自家用6車種(用途・車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5ト以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車に該当する自動車をいいます)および特種用途自動車(キャンピング車)に限ります。
	<b>原付特約</b> (〔賠償タイプ〕〔賠償・自損傷害タイプ〕〔賠償・人身傷害タイプ〕)	■ご家族の方が排気量125cc以下の原動機付自転車(借用車も対象)を所有・使用または管理中の、賠償保険(対人・対物)、自損事故傷害特約または人身傷害保険に関する事故につき、それぞれのタイプに応じて賠償保険(対人・対物)、自損事故傷害特約または人身傷害保険の規定を適用して補償します。

(注1)示談に要した費用や訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用等については、当社の書面による同意がある場合には、お支払いする保険金とは別枠で当社の承認した金額をお支払します。(注2)搭乗者傷害保険、自損事故傷害特約において死亡保険金を支払う場合、1回の事故につき、同一の被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金があるときは保険金額(自損事故傷害特約の場合は1,500万円)から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いてその残額をお支払します。

### 保険金をお支払いできない主な場合

	契約者または被保険者の故意・重過失により生じた事故による損害または傷害	酒気を帯びた状態・無免許・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での事故による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害	配偶者・父母・子に対する損害賠償	受託物に関する損害賠償
賠償	対人賠償保険	×	○	×	—
	対物賠償保険	×	○	×	×
	人身傷害保険	△	△	○	
傷害	搭乗者傷害保険	△	△	○	
	無保険車傷害特約	△	△	×	
	自損事故傷害特約	△	△	○	
	車両保険	×	×	○	
	弁護士費用補償特約	△	△	×	
	ファミリー傷害特約	△	×	○	
	対歩行者傷害補償特約(注 <sup>1)</sup> )	×	×	×	

(注1)表中の「被保険者」を歩行者と読替えます。(注2)重過失により生じた事故による損害または傷害については保険金をお支払します。  
※1 上表に加え、弁護士費用補償特約においては、人身被害事故(自動車事故)のみが対象となります。  
※2 車両保険の保険金が支払われない場合は、身の回り品補償特約、レンタカー費用補償特約、事故付随費用補償特約、指定修理工場入庫臨時費用補償特約についても保険金をお支払いできません。  
※3 上表に加え、車両保険でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。  
(a)1人へのみに生じた損害 (b)欠陥、自然消耗(摩滅、さび・腐しよく等)による損害 (c)故障(電氣的、機械的故障)による損害 (d)取り外された部品や付属品の損害 (e)詐欺、横領による損害 (f)航空機、船舶で輸送中の損害  
※4 上表に加え、身の回り品補償特約でお支払いできない主な損害は以下のとおりとなります。  
(a)商品・通貨・有価証券・印紙・切手等に生じた損害 (b)貴金属・宝石・美術品に生じた損害 (c)動物・植物等の生物に生じた損害 (d)コンタクトレンズの損害 (e)紛失、欠陥、自然消耗(摩滅・さび・腐しよく等)による損害 (f)故障(電氣的、機械的故障)による損害  
※5 ファミリー傷害(アウトドアタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合のほか、自宅内での傷害の場合には保険金をお支払いできません。また、ファミリー傷害(ワイドタイプ)については、人身傷害保険の対象となる事故や就業中の事故による傷害の場合には保険金をお支払いできません。  
※6 対物賠償保険の保険金が支払われない場合は対物超過修理費用補償特約について、また、搭乗者傷害保険の保険金が支払われない場合は搭乗者傷害Wケアについても保険金をお支払いできません。  
※7 各傷害保険(対歩行者傷害補償特約を含む)において、その被保険者(対歩行者傷害補償特約の場合は歩行者)の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害に対しては保険金をお支払いできません。  
※8 以下の損害または傷害についてはすべて補償の対象外であり、保険金をお支払いできません。  
(a)レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所で使用することにより生じた損害または傷害 (b)危険物を業務として積載、または危険物を業務として積載した被牽引自動車<sup>けんひん</sup>を牽引することにより生じた損害または傷害 (c)地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害 (d)戦争・革命・反乱・紛争・核燃料・放射能による損害または傷害